



桐生ロータリークラブ週報

国際ロータリー第2840地区 2017-2018年度 国際ロータリーのテーマ

2018年

ROTARY: MAKING A DIFFERENCE

R.I 会長 イアン H. S. ライズリー



ロータリー:
変化をもたらす

善意というものがなければ

ロータリークラブは唯の社交クラブだ。

職業は金儲けのためでしかなく、

社会奉仕というも施しにすぎず、

国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

パストガバナー 前原 勝 樹

会長 前原 勝 幹事 園田 誠

クラブ会報・情報委員会

平岩千鶴子・木村洋一・山崎一順・牛腸章

2月5日号

第3056回例会

(1月29日(月)第3例会)

1. 点 鐘
2. ロータリーソング斉唱
3. 来訪者紹介
4. 会長の時間
5. 幹事報告
6. 委員会報告
7. 優良従業員表彰 職業奉仕委員会担当
8. 点 鐘

ようこそビジター

〈桐生南 RC会長〉和田 洋一 君
〈桐生中央RC会長〉笠原 康利 君

〈桐生南・桐生中央RC合併委員会代表〉鈴木章弘 君
〈米山奨学生〉沈 軼驊 君

桐生南RC・桐生中央RC合併について

桐生南RC(和田洋一会長、23人)と桐生中央RC(笠原康利会長、21人)の2クラブ合併の準備が進んでいます。例会場に両クラブ会長と鈴木章弘合併委員会代表(桐生南RC)が訪れ、合併の経緯と今後の動きについて説明されました。



両クラブは4月15日開催のIMにおいて調印され、7月の合併にむけて本格的に動き出します。

鈴木代表の説明によると、合併後の正式名称は「桐生南ロータリークラブ」に。第2840地区第二分区Aにおいては初の合併となります。スタート初年の会長は桐生南RCから、幹事は桐生中央RCから選ばれ、理事会、各委員会は両クラブよりバランスよく選出されます。

事務局は桐生南RCに統一、例会会場は桐生グランドホテルです。

このほか「設立と解散しかなかった地区の規定に、2005年初めて合併に関する記述が付け加えられた」ことから、合併による新クラブ創設は「解散」を経ずに可能であると説明がありました。

米山奨学生 奨学金授与

沈 軼驊 君



会長の時間

《報告》

・1/27 会員組織強化・女性ネットワーク合同委員会 疋田PG出席

《予定》

・1/29 次年度理事役員予定者会議

・2/3 ローターア外第18回地区年次大会 幹事・桑原青少年奉仕委員 出席

幹事報告

・国際ロータリーよりロータリーレートのご案内です。

2月は、1\$ = 110円です。

・RID2840 宮内ガバナーエレクトより、国際協議会開催地サンディエゴよりエアメールが届いております。

・(株)クマヒラ社長 熊平雅人様(東京RC会員)より「抜萃のつづり その七十七」をご寄贈いただきましたので、本日配布のロータリーの友に挟んであります。

・(財)ロータリー米山記念奨学会より確定申告用領収証が届きましたので配布しております。

・桐生青年会議所より、新年互礼会の御礼状が届いております。

・桐生市社会福祉協議会より「福祉ぐんま」が届いております。

・桐生中央、桐生赤城の各RCより週報到着。

委員会報告

出席委員会

本日の出席(平成30年1月29日)

総員65名:出席49名

平成30年1月15日例会修正出席率:71.67%

ニコニコボックス

前原勝君…桐生南RC和田会長・桐生中央RC笠原会長・桐生南RC桐生中央RC合併委員会鈴木代表をお迎えして/前原勝君…優良従業員表彰の皆様をお迎えして/藤江篤君…祝・優良従業員表彰/高橋弘史君…優良従業員表彰ありがとうございます/増山大祐君…優良従業員表彰の皆様方おめでとうございます/園田誠君、澤田匡宏君、津久井真澄君、塚越隆史君…社員が優良従業員表彰を受けます。ありがとうございます/中山賀司君…結婚祝/牛腸章君…誕生日祝。

優良従業員表彰

司会 職業奉仕委員 松田 秀夫

1. 開会の言葉 職業奉仕委員長 増山 大祐
2. 挨拶 会長 前原 勝
3. 受賞者紹介及び表彰状・記念品授与

職業奉仕委員長 増山 大祐

4. 受賞者代表謝辞 桐生信用金庫 横塚 邦子様

本日は、私たちのためにこのような盛大な式典を開催していただき、誠にありがとうございます。また、先程は前原会長をはじめ本日ご臨席の皆様から温かく、そして心強いお言葉を頂き、身にしみて感激いたしております。受賞者を代表いたしまして心より御礼申し上げます。

私事ですが、29年間桐生信用金庫に勤務することが出来たのも、津久井理事長をはじめ多くの役職員の方々に日々助けられ、仕事に励むことが出来たからだ、今回の表彰で改めて感じております。しかし、それと同時に責任の重さに身の引き締まる思いでございます。今後は表彰者の名に恥じないよう、日々懸命に努力する覚悟でございます。ご臨席の皆様には今まで同様に、温かいご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。以上はなほだ簡単ではございますが、受賞者を代表しましてお礼の言葉とさせていただきます。

5. 閉会のことば 奉仕プロジェクト室長 高橋 弘史

(敬称略)

被表彰者名	事業所名	勤続年数	推薦者
横塚 邦子	桐生信用金庫	28	津久井真澄
関口 洋史	桐生瓦斯株式会社	26	塚越隆史
森田 陽子	株式会社紅白生花店	23	増山大祐
須永 栄次	丸幸株式会社	22	澤田匡宏
岩崎 啓行	ミタケプランニング	22	長竹伯晶
横塚 卓郎	園田公認会計士事務所	21	園田 誠
周東 正憲	株式会社美喜仁	6	坂入 勝



卓話



「労基法における労働時間制度」
～古くて、新しい 働くことの基本～

社会保険労務士

大友 一之 君

労基法の原則(法定労働時間)では、1週40時間、かつ1日8時間を超えると法違反となる。

そのため、1日8時間×週5日労働=40時間という週休2日制が基本となる。

○ 1日6時間×週6日労働=36時間

○ 1日7時間×週5日+1日5時間=40時間

※ 週40時間以内であれば休日は週1日あればよい。

【法定労働時間の特例 ①】

1週40時間、1日8時間労働の特例として、変形労働時間制という制度が認められている。

法32条の2 一か月単位の変形労働時間制

法32条の3 フレックスタイム制

法32条の4 一年単位の変形労働時間制

【法定労働時間の特例 ②】

法定労働時間を超える労働は法違反となるが、労使協定を締結すると一定時間までは時間外労働が可能となる。

この協定を、一般に36協定と呼んでいる。

【36協定における時間外労働の指針】

一年単位の変形労働時間制における時間外労働の限度 1か月 42時間 1年 320時間

※ 1日あたりの上限時間の定めはない。

【36協定における特別条項】

36協定により締結された限度時間を超える時間外労働も法違反となるが、さらに「特別条項」を付記した場合は、限度時間を超える時間外労働が年6回まで認められる。

【心身の健康維持のために】

・時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超える状況が生じ、心身の状態に不安を感じたときは、会社に報告し、医師の面談等受ける。

・疲れを感じ、ストレスがあったときはweb「こころの耳」でストレスチェックや疲労蓄積度セルフチェック等をする。

・心配事を一人で抱え込まず、早めに、家族に話したり、会社に相談したりする。

ワークライフバランスを大切に!

健康で、有意義な職業生活を送りましょう。